

第2章 計画の基本的事項

1 計画の趣旨

本市では「第1章自動車交通環境の現状」を踏まえ、別に定める千葉市環境基本計画が目指す5つの環境像のうち、特に「エネルギーを有効に活用し、地球温暖化防止に取り組むまち」、「健康で安心して暮らせるまち」及び「だれもが環境の保全・創造に向けて取り組むまち」に資する自動車に関する施策を、千葉市自動車公害防止計画としてまとめ、その環境像の実現に向けて、取り組みを進めます。

2 計画の策定に当たっての方針

(1) 業界団体・国等への働きかけ

排出ガス、燃費等の各種規制の強化や、規制強化に対応した技術革新、開発の進む次世代低公害車[※]の普及などによる排出ガス削減を目指して、業界団体・国等に働きかけを行っていきます。

(2) 市民の行動スタイルへの働きかけ

エコロジーな公共交通機関や自転車利用の促進、エコドライブ[※]の普及促進など、より環境にやさしい行動スタイルが市民に普及・浸透するよう、施策を展開します。

(3) 次世代低公害車の普及促進

計画期間中に普及が進むと予測されている次世代低公害車等（プラグインハイブリッド自動車[※]、電気自動車[※]、燃料電池自動車[※]等）について、普及状況をにらみながら、導入やインフラ整備など、支援施策を検討します。

(4) 計画の適切な見直し

現在策定中の千葉市新基本計画や、次世代低公害車の普及状況などを勘案し、適宜計画の見直しを行います。

3 計画の対象期間

別途、策定される千葉市環境基本計画の計画対象期間を踏まえ、平成23年度から33年度とします。

4 計画の対象区域

千葉市域全域とします。

5 計画の目標

国、九都県市などの動向を踏まえつつ、環境基本計画の目標を基軸として、以下のとおり設定します。

(1) 大気汚染物質（二酸化窒素（NO₂）、浮遊粒子状物質（SPM））

自動車から排出される主な大気汚染物質として、二酸化窒素（NO₂）と浮遊粒子状物質（SPM）を対象として、千葉市環境基本計画で定める環境目標値を達成・維持することを目標とします。

表2-1 NO₂、SPMの環境目標値

物 質	環 境 目 標 値
二 酸 化 窒 素	1時間値の1日平均値が0.04ppmであること。
浮遊粒子状物質	1時間値の平均値が0.10mg/m ³ であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。

(2)自動車騒音

自動車騒音については、千葉市環境基本計画で定める環境目標値を達成・維持することを目標とします。

表2-2自動車騒音の環境目標値

地 域 の 区 分	環 境 目 標 値	
	昼 間	夜 間
A地域のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デジベル以下	55デジベル以下
B地域のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する地域、及びC地域のうち、車線を有する道路の面する地域	65デジベル以下	60デジベル以下
幹線道路に面する地域 (幹線交通を担う道路に近接する空間)	70デジベル以下 (45デシベル以下)*	65デジベル以下 (40デシベル以下)*
時間区分：昼間は午前6時から10時までの間、夜間は午後10時から翌日の午前6時までの間。 A 地 域：第1種区域(第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域) B 地 域：第2種区域(第1種住居区域、第2種住居区域、準住居地域及び市街化調整区域) C 地 域：第3種区域(近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域) 車 線：1縦列に自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の道路部分 幹線道路に面する地域の個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、()*の屋内へ透過する騒音に係る目標値とする。 幹線交通を担う道路とは、道路法第3条に規定する高速道路、一般国道、都道府県及び市町村道(市町村道にあつては、4車線以上の区間に限る)並びに一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路とする。		

(3)道路交通振動

道路交通振動については、市民の日常生活において支障がない程度を目標とします。

(4)温室効果ガス(二酸化炭素等)

地球温暖化対策については、「千葉市地球温暖化対策実行計画」*に定める二酸化炭素排出量目標値のうち、運輸部門の排出量達成を目標とします。

- ・短期目標 目標年度(2012年度(平成24年度))における運輸部門の目標排出量とする。
- ・中期目標 目標年度(2020年度(平成32年度))における運輸部門の目標排出量とする。

※新たに「千葉市地球温暖化対策実行計画」が策定されるまでは、「千葉市地球温暖化対策地域推進計画」で定める運輸部門の二酸化炭素排出量の達成を目標とします。

(5)微小粒子状物質(PM_{2.5})

平成21年9月に環境基準が新たに設定された微小粒子状物質(PM_{2.5})については、今後の常時監視結果等を踏まえ、対応を検討します。